

## 建政部 都市整備課からの情報提供

---

- ① 防災まちづくり
- ② グリーンインフラ
- ③ 下水道

# ①防災まちづくり

---

○ 激甚化する自然災害に対応するため、①災害ハザードエリアにおける開発抑制、②移転の促進、③立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

## ① 災害ハザードエリアにおける開発抑制 (開発許可の見直し)

### <災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

### <浸水ハザードエリア等>

-**市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

区 域		対 応
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域	開発許可を原則禁止
浸水ハザードエリア等	市街化調整区域	開発許可の厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】

### 災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域



## ③ 立地適正化計画の強化 (防災を主流化)

-立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外**

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める**「防災指針」の作成**

（避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等）

【都市再生特別措置法】

## ② 災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による**防災移転計画**

（市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等）

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸等））

【都市再生特別措置法】

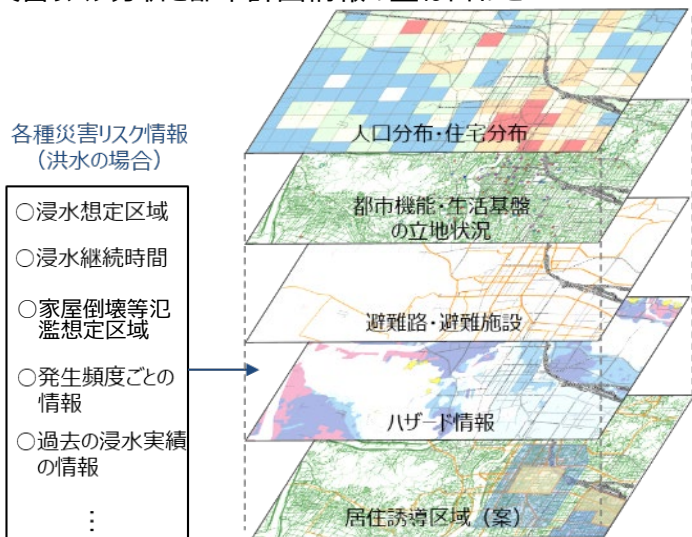
- 市街化調整区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 災害レッドゾーン
- 浸水ハザードエリア等

# 立地適正化計画における防災指針の作成

- 居住の安全確保等の防災・減災対策の取組を推進するため、都市再生特別措置法の一部を改正し、立地適正化計画に「防災指針」を記載することを位置づけ、令和2年9月7日より施行。
- 立地適正化計画においては災害リスクを踏まえて居住や都市機能を誘導する地域の設定を行い、区域内に浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には適切な防災・減災対策を「防災指針」として位置付けることが必要。

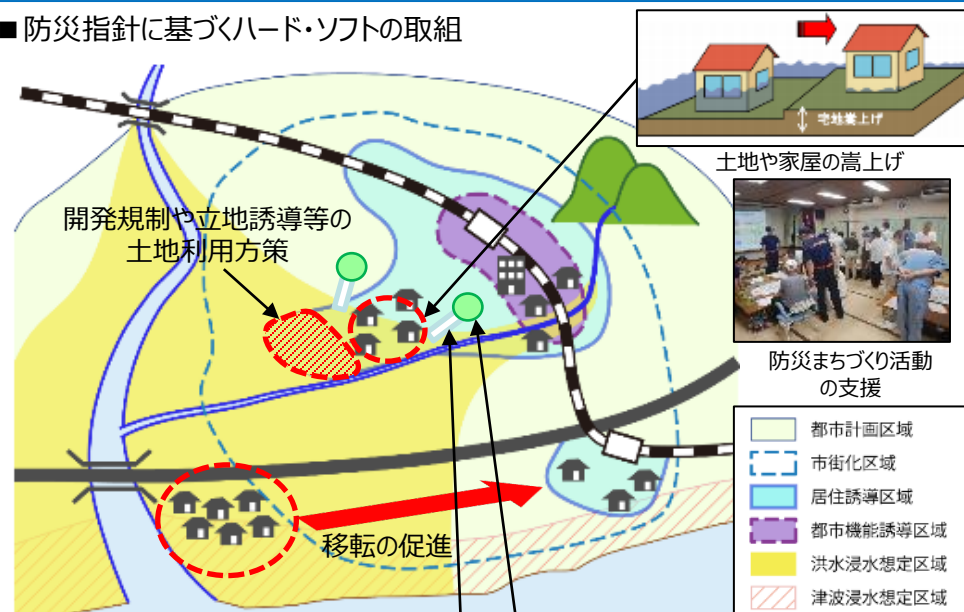
## ○防災指針の概要

### ■災害リスク分析と都市計画情報の重ね合わせ

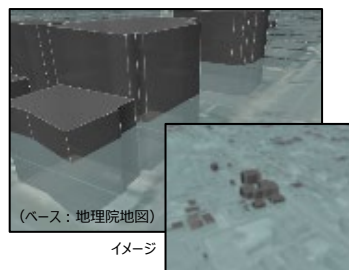
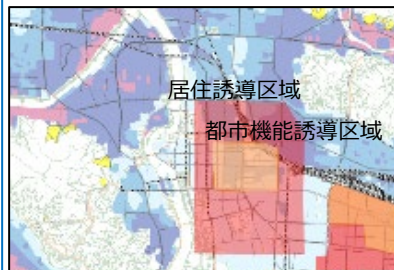


防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定

### ■防災指針に基づくハード・ソフトの取組



### ■都市の災害リスクの高い地域等の抽出



イメージ  
ハザードエリアがどう分布しているか

浸水しない建物があるか



# 立地適正化計画の作成状況（関東管内）

関東地方整備局管内358都市のうち、立地適正化計画を105都市が公表済、47都市が作成中。

（令和3年7月31日時点）

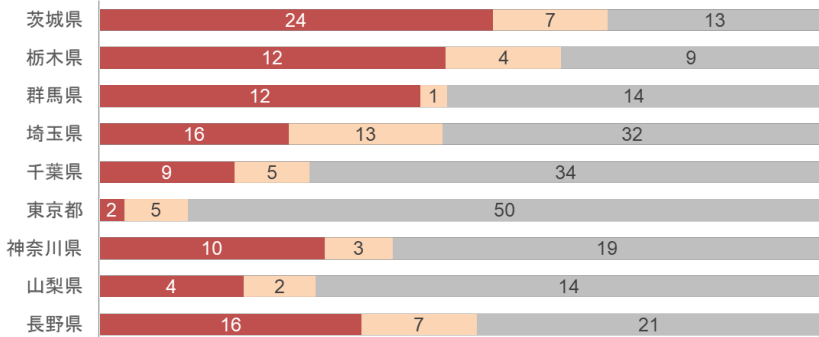
都県名	市区町村名	立地適正化計画	備考
茨城県	水戸市	■：公表済	
	日立市	■：公表済	
	土浦市	■：公表済	
	古河市	■：公表済	
	石岡市	■：公表済	
	結城市	●：作成中	
	龍ヶ崎市	■：公表済	
	下妻市	■：公表済	
	常総市	●：作成中	
	常陸太田市	■：公表済	
	高萩市	■：公表済	
	笠間市	■：公表済	
	取手市	■：公表済	
	牛久市	■：公表済	
	つくば市	■：公表済	
	ひたちなか市	■：公表済	
	守谷市	■：公表済	
	常陸大宮市	■：公表済	
	那珂市	●：作成中	
	坂東市	■：公表済	
	かすみがうら市	■：公表済	
	神栖市	●：作成中	
	銚田市	●：作成中	
	つくばみらい市	■：公表済	
小美玉市	■：公表済		
茨城町	●：作成中		
大洗町	■：公表済		
城里町	■：公表済		
東海村	■：公表済		
阿見町	●：作成中		
境町	■：公表済		

都県名	市区町村名	立地適正化計画	備考	
栃木県	宇都宮市	■：公表済		
	足利市	●：作成中		
	栃木市	■：公表済	R3.6.1公表済	
	佐野市	■：公表済		
	鹿沼市	■：公表済		
	日光市	■：公表済		
	小山市	■：公表済		
	真岡市	■：公表済		
	大田原市	■：公表済		
	矢板市	●：作成中		
	那須塩原市	■：公表済		
	那須烏山市	●：作成中		
	下野市	■：公表済		
	益子町	●：作成中		
	茂木町	■：公表済		
	芳賀町	■：公表済		
	群馬県	前橋市	■：公表済	
		高崎市	■：公表済	
		桐生市	■：公表済	
		伊勢崎市	■：公表済	
太田市		■：公表済		
館林市		■：公表済		
渋川市		●：作成中		
藤岡市		■：公表済		
富岡市		■：公表済		
吉岡町		■：公表済		
明和町	■：公表済			
千代田町	■：公表済	R3.6.1公表済		
邑楽町	■：公表済			

都県名	市区町村名	立地適正化計画	備考
埼玉県	さいたま市	●：作成中	
	川越市	■：公表済	
	熊谷市	●：作成中	
	秩父市	■：公表済	
	所沢市	●：作成中	
	本庄市	■：公表済	
	東松山市	■：公表済	
	春日部市	■：公表済	
	狭山市	●：作成中	
	深谷市	■：公表済	
	草加市	●：作成中	
	蕨市	●：作成中	
	戸田市	■：公表済	
	朝霞市	●：作成中	
	志木市	■：公表済	
	蓮田市	●：作成中	
	坂戸市	■：公表済	
	鶴ヶ島市	■：公表済	
	日高市	■：公表済	
	白岡市	●：作成中	
毛呂山町	■：公表済		
越生町	■：公表済		
小川町	■：公表済		
鳩山町	■：公表済		
美里町	●：作成中		
上里町	●：作成中		
寄居町	■：公表済		
宮代町	●：作成中		
杉戸町	●：作成中		
千葉県	千葉市	■：公表済	
	船橋市	●：作成中	
	木更津市	■：公表済	R3.5.31公表済
	松戸市	■：公表済	
	成田市	■：公表済	
	佐倉市	■：公表済	
	習志野市	●：作成中	
	柏市	■：公表済	
	市原市	■：公表済	
	流山市	■：公表済	
	君津市	●：作成中	
	酒々井町	■：公表済	
	栄町	●：作成中	
	芝山町	●：作成中	

都県名	市区町村名	立地適正化計画	備考	
東京都	八王子市	■：公表済		
	府中市	●：作成中		
	調布市	●：作成中		
	日野市	●：作成中		
	福生市	■：公表済		
	狛江市	●：作成中		
	西東京市	●：作成中		
	神奈川県	相模原市	■：公表済	
		横須賀市	■：公表済	
		鎌倉市	●：作成中	
藤沢市		■：公表済		
小田原市		■：公表済		
逗子市		●：作成中		
秦野市		■：公表済		
厚木市		■：公表済		
大和市		■：公表済		
伊勢原市		■：公表済		
海老名市	■：公表済			
南足柄市	●：作成中			
松田町	■：公表済			
山梨県	甲府市	■：公表済		
	山梨市	■：公表済		
	大月市	■：公表済		
	韮崎市	●：作成中		
	上野原市	■：公表済		
	甲州市	●：作成中		
	長野県	長野市	■：公表済	
松本市		■：公表済		
上田市		■：公表済		
岡谷市		■：公表済		
飯田市		■：公表済		
諏訪市		■：公表済		
須坂市		●：作成中		
小諸市		■：公表済		
伊那市		●：作成中		
駒ヶ根市		■：公表済		
中野市		●：作成中		
大町市		●：作成中		
飯山市		■：公表済		
茅野市		■：公表済		
塩尻市		■：公表済		
佐久市		■：公表済		
千曲市		■：公表済		
東御市		●：作成中		
安曇野市		■：公表済		
御代田町		●：作成中		
富士見町	■：公表済			
白馬村	■：公表済			
坂城町	●：作成中			

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



■ 公表済 ■ 作成中 ■ 検討中・作成しない

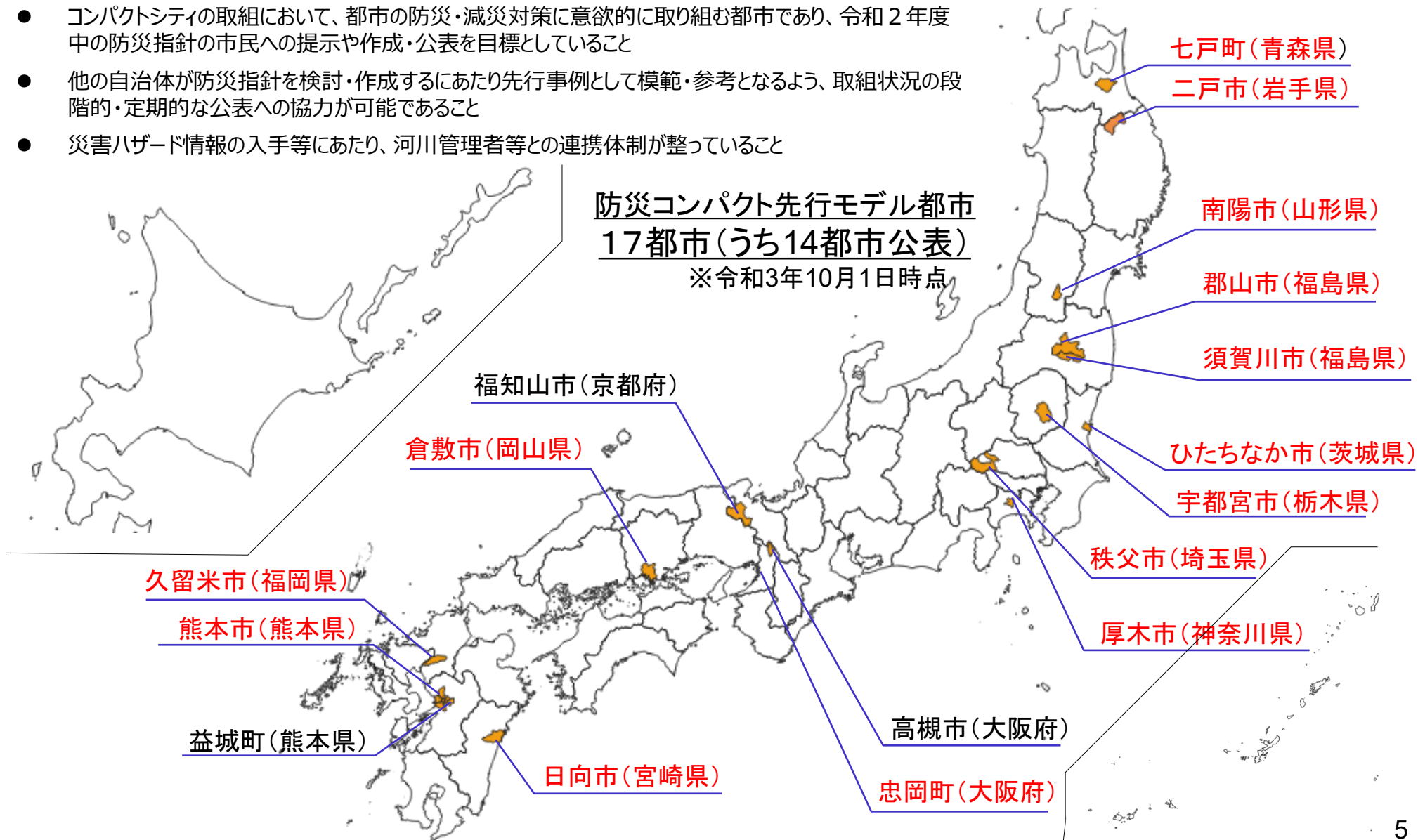
※ 赤字は作成・公表済

※ 水色着色は防災指針を作成・公表済

# 防災コンパクト先行モデル都市

## <選定の考え方>

- コンパクトシティの取組において、都市の防災・減災対策に意欲的に取り組む都市であり、令和2年度中の防災指針の市民への提示や作成・公表を目標としていること
- 他の自治体が防災指針を検討・作成するにあたり先行事例として模範・参考となるよう、取組状況の段階的・定期的な公表への協力が可能であること
- 災害ハザード情報の入手等にあたり、河川管理者等との連携体制が整っていること



# 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要】

## 概要

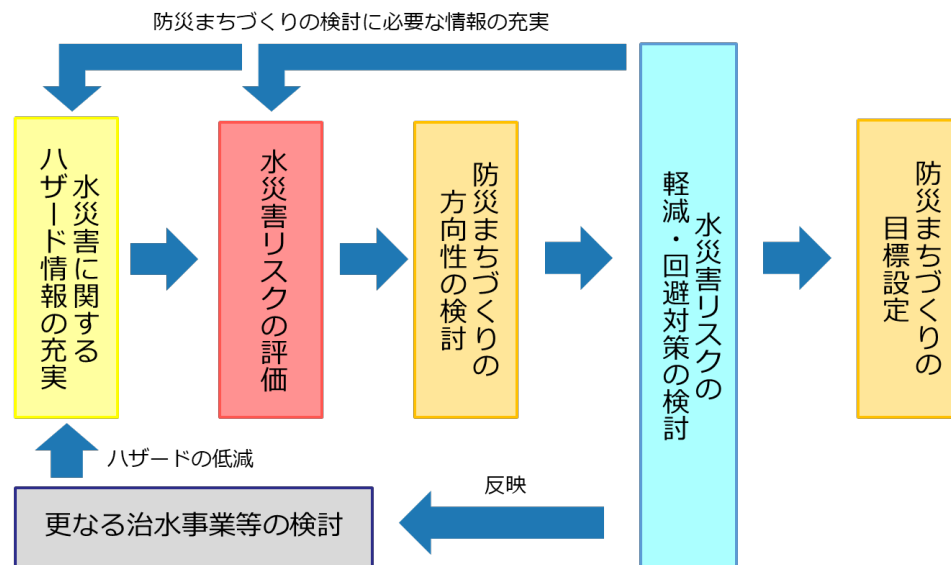
- 近年、激甚な水災害が全国各地で発生し、今後、気候変動の影響による降雨量の増加等により、さらに頻発化・激甚化することが懸念されることから、河川整備等と防災まちづくりの総合的・重層的な取組により、水災害に強いまちづくりを目指すことが必要。
- このような状況を受け、国土交通省は「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会（座長：中井検裕 東京工業大学環境・社会理工学院教授）を設置し、令和2年8月に提言をとりまとめ。提言に基づき、水災害ハザード情報の充実や防災まちづくりを進める考え方・手法を示す「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を作成し、令和3年5月に公表。
- 地方公共団体の治水、防災、都市計画、建築等の各分野の担当部局が、これまで以上に連携を深め、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組んでいけるよう、本ガイドラインを周知し、支援。

## ガイドラインの全体像

取組主体：市町村（主な実施者）、国及び都道府県（重要な協力者）を想定。

### 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの全体の流れ

- ハザード情報を整理し、防災まちづくりの検討に必要なハザード情報を充実。
- ハザード情報をもとに、地域ごとに水災害リスクの評価を行い、防災まちづくりの方向性を検討。
- 水災害リスクの評価内容に応じて、当該リスクを軽減又は回避する対策を検討し、防災まちづくりの目標を設定。新たなハザード情報が必要となった場合には、情報をさらに充実。
- まちづくりにおける対策では地域の水災害リスクの軽減に限界がある場合には、治水部局において、水災害ハザードを軽減させるために更なる治水対策等の取組を検討。



※必要に応じて、流域・広域の視点での被害軽減対策を検討

- 気候変動の影響による降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「**流域治水関連法**」を整備
- 関連する9法律(特定都市河川浸水被害対策法、河川法、下水道法、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、**都市計画法**、**防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律**、**都市緑地法**、**建築基準法**)を改正

## 法律の概要

### 1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

- ◆ **流域水害対策計画を活用する河川の拡大**
  - ー 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大)
- ◆ **流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実**
  - ー 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
  - ー 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

### 2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

- ◆ **河川・下水道における対策の強化**
  - ー 利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が 参画)の創設
  - ー 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
  - ー 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- ◆ **流域における雨水貯留対策の強化**
  - ー 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
  - ー **都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラ活用**
  - ー 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援

### 3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

- ◆ **水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫**
  - ー 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
  - ー **防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進**
  - ー **災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化**

### 4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- ー ハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- ー 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保
- ー 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加

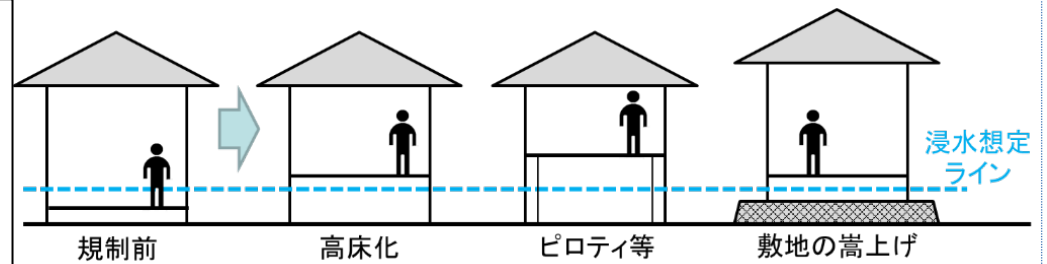


# 地区単位の浸水対策の推進、災害時の避難先となる拠点の整備

## 【地区単位の浸水対策の推進】

○地区計画において定めることができる内容に浸水対策に関する事項の追加。

- ①【地区施設】 避難路、避難施設、雨水貯留浸透施設
- ②【建築物等に関する事項】 居室の床面の高さの最低限度、敷地の地盤面の高さの最低限度

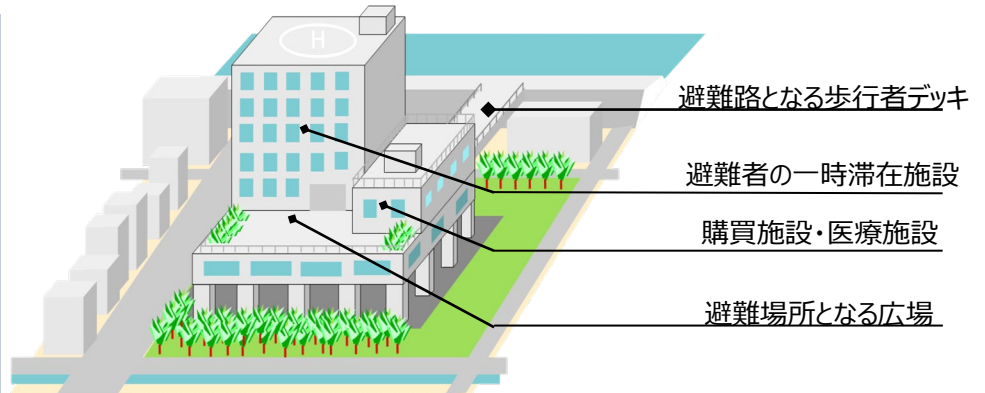


## 【災害時の避難先となる拠点の整備】

○都市施設の対象に、災害時における居住者等の安全確保に必要な行政、医療、避難施設等の機能を一体的に有する一団地の都市安全確保拠点施設を追加し、その計画的な整備を図る。

浸水継続時間が長い市街地において浸水時の避難者の対応や都市機能の維持ができるよう、避難や浸水に対応した一団地の防災拠点の形成を推進。

### 【外観イメージ】



歩行者デッキで高層階や堤防と連結し、移動経路を確保



浸水時の避難者の一時滞在場所を確保



屋上の広場は浸水時に一時避難場所として活用

# 都市安全確保拠点整備事業

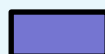

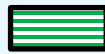
## ○事業概要

洪水、浸水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、都市計画法に基づく一団地の都市安全確保拠点施設の枠組みを創設し、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備を支援する。

## ○交付対象事業

- 1) 都市安全確保拠点整備計画の策定 ①計画作成費、②コーディネート費
- 2) 特定公益的施設の整備 (いずれも購入費を含む)

都市計画に定められた一団の都市安全確保拠点施設における特定公益的施設のうち、以下の施設の整備を支援

-  **災害対応施設** (備蓄倉庫等)  
災害時の用にのみ供する施設 (平常時：利用なし)
-  **特定避難支援施設** (医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、高次都市施設、連絡デッキ等)  
災害時に専ら安全確保の用に供する公益的施設 (平常時：公益的利用)  
(医療施設・社会福祉施設・子育て支援施設・高次都市施設は事業費30億円が上限)
-  **その他安全確保施設**  
災害時に専ら安全確保の用に供する施設の掛かり増し分

- 3) 公共施設の整備
- 4) 特定公益的施設及び公共施設の嵩上げ及び高床化
- 5) 特定公益的施設 (※) 及び公共施設の用地取得 ①用地費、②補償費  
(※) 特定公益的施設のための建築物に限る

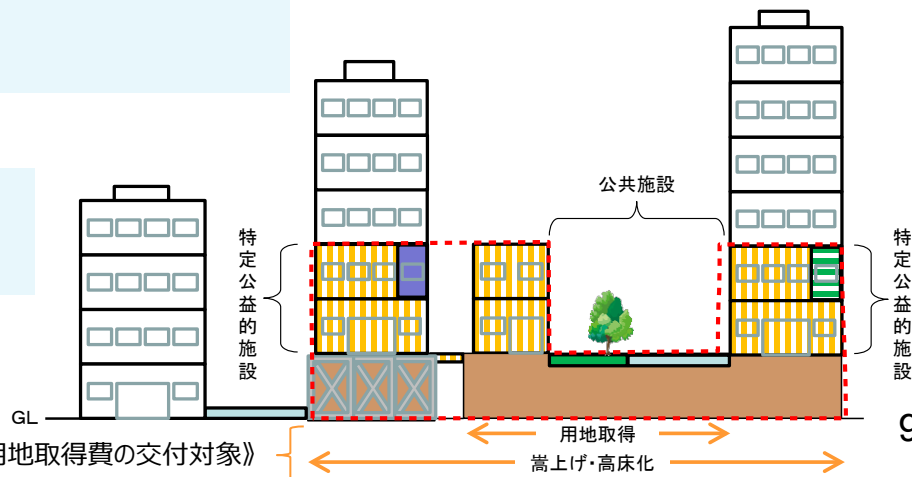
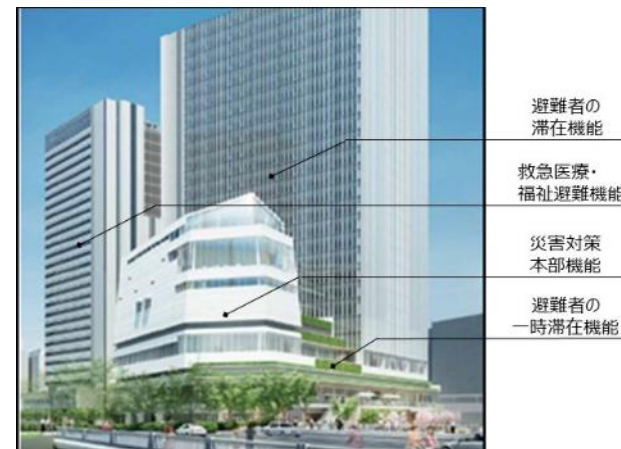
## ○地区要件

- ・浸水発生時に多数の居住者等の安全を確保する必要性が高い区域内 (DID区域内かつ浸水継続時間が72時間以上と想定される区域)
- ※ 1市区町村あたり10haまで

## ○交付対象事業者、基本国費率

- ・交付対象事業者：地方公共団体 (間接交付含む)
- ・基本国費率：1/2 (国)

【特定公益的施設のイメージ】



# 都市防災総合推進事業

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

赤字下線部：R3年度予算拡充事項

## ○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1 / 3
②住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1 / 3
③地区公共施設等整備	・地区公共施設（避難路、避難地（避難地に設置する防災施設を含む）） ・地区緊急避難施設（指定緊急避難場所（津波避難タワー、避難センター等）、避難場所の機能強化（防災備蓄倉庫、非常用発電施設、 <b>感染症対策に資する設備</b> 等））	用地：1 / 3 工事：1 / 2 ※1
④都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1 / 3 工事 1 / 2
⑤木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1 / 3
⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設 ・地区緊急避難施設	1 / 2
※激甚災害被災地	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1 / 3

※1：南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率 2 / 3

## ○ 地区要件

施行地区	＜事業メニュー①～③＞ 災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区
	＜事業メニュー④＞ 大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市
	＜事業メニュー⑤＞ 重点密集市街地
	＜事業メニュー⑥＞ 激甚災害による被災地

※2：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域



津波避難タワー



避難センター



備蓄倉庫



避難場所に向かう避難路



避難地となる公園



沿道建築物の不燃化

# 防災集団移転促進事業

災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助 ※赤字下線部は法改正事項

## 【事業の概要】

### 事業主体

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

### 移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域(※)

※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

### 移転先（住宅団地）

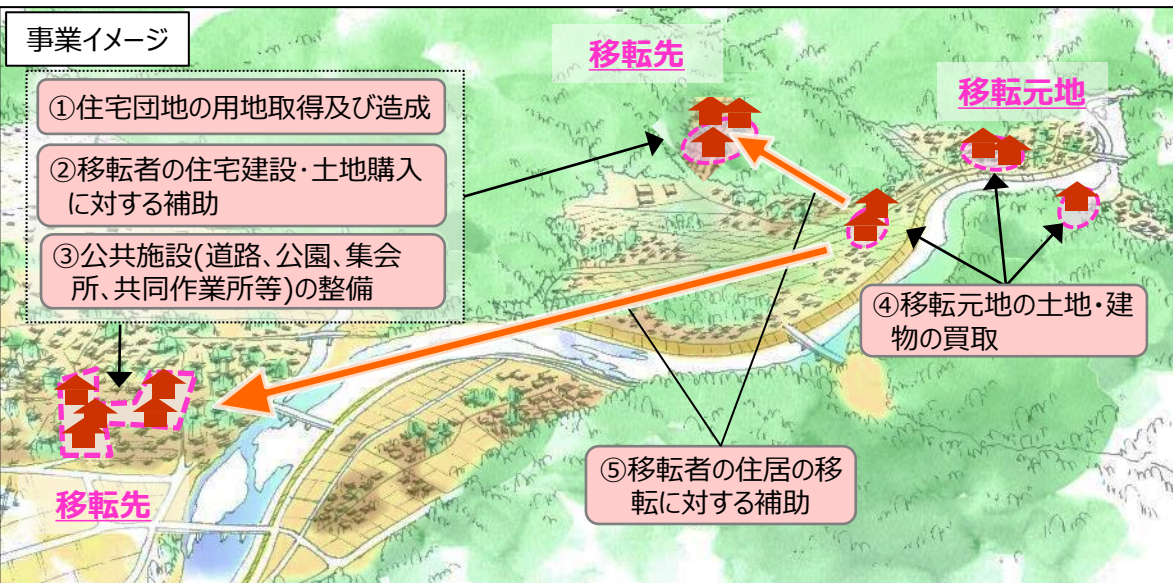
5戸以上(※)かつ移転しようとする住居の数の半数以上

※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上

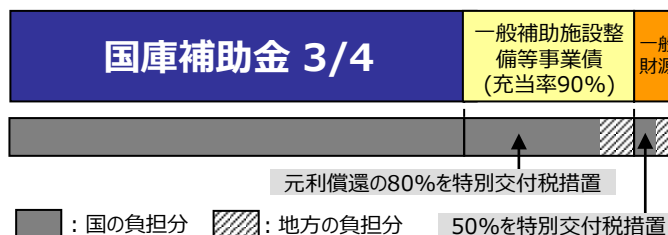
## 【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率 3 / 4）

- ① 住宅団地の用地取得及び造成  
（関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は補助対象外。）
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助  
（住宅ローンの利子相当額）
- ③ 住宅団地に係る公共施設の整備
- ④ 移転元地の土地・建物の買取  
（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。）
- ⑤ 移転者の住居の移転に対する補助
- ⑥ 事業計画等の策定に必要な経費（補助率 1 / 2）

### 事業イメージ



### 補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担



### 地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象(充当率90%)。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。  
※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。  
※都道府県が実施する場合は、特別交付税措置の対象外。

# 都市構造再編集集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1 / 2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域内等）

## 対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの

### 【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設）※、土地区画整理事業等

### 【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

＜民間事業者等＞

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※の整備

－ただし、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2 / 3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。



※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。

## 施行地区

○都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区

－ただし、次の市町村を除く※1。

- ・都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村
- ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村

※1 令和3年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

－なお、次の区域を施行地区に含むことができる。

- ・水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画（以下「水辺まちづくり計画」という。）がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域※2

※2 交付対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等に限る（災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な建築物及び災害時に使用する施設等の整備を除く）。

- ・空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している区域※3

※3 交付対象事業は緑地等の整備に限る。

- スマートシティのデータ基盤として、建物などの都市空間をサイバー空間上で3次元的に再現する「3D都市モデル」の整備とこれを活用した社会課題の解決（ユースケース開発）の実証実験を実施。
- 実証実験では、都市計画・まちづくりや防災対策の高度化、多様な都市サービスの創出等を実証し、スマートシティの社会実装を加速化。

## 3D都市モデルの整備

建物などの3次元形状や面積・用途・構造等の属性情報をデータ化。



3D都市モデルのイメージ（新宿駅周辺）

## 3D都市モデルのユースケース開発

### カメラ、センサー等の新技術を活用した都市活動の可視化

- ✓ コロナ対策としての「3密」状態のモニタリングやまちなかの回遊状況の把握・賑わい創出への活用

### 災害リスク情報の可視化を通じた防災政策の高度化

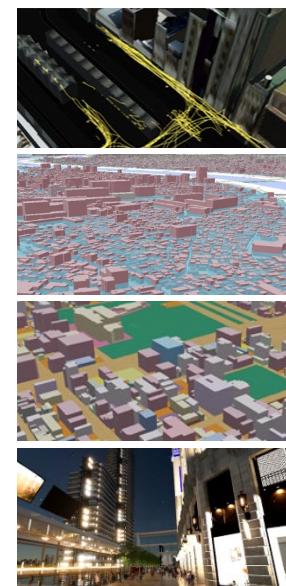
- ✓ 洪水等の災害ハザード情報を3D化し、防災意識啓発や防災計画検討に活用

### データを活用したまちづくり・都市開発の高度化

- ✓ 都市構造の立体的把握、開発計画のシミュレート、都市の課題の可視化等により、スマート・プランニングを推進

### 3D都市モデルを活用した民間サービス市場の創出

- ✓ まちづくり、インフラ管理からエンタメ、コミュニケーションに至るまで多様な分野で市民のQoL向上に資するウェブ・アプリ開発



## <令和2年度の取組み>

- ・ **全国56都市の3D都市モデル**を作成し、オープンデータ化\*
- ・ **3D都市モデルの整備手法を確立**するとともに、**ユースケースを実証**し、活用事例集等の各種マニュアルを公開

## <令和3年度以降の取組み>

- ・ **データ整備の効率化・高度化**の推進や自治体関係者等への**普及啓発**
- ・ **スマートシティの社会実装に資する高度なユースケース**を実証

\*G空間情報センター：

<https://www.geospatial.jp/ckan/organization/toshi>

## ②グリーンインフラ

---

官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラ※の整備を支援することにより、都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等を推進する。

※グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

## 施策の概要

### ◆事業目的

- ① 公園緑地が有する多様な機能を引き出し、戦略的に**複数の地域課題の解決を目指す**
- ② **官民連携**による都市公園の整備や民間建築物又は公共公益施設の緑化を総合的に支援

### ◆事業スキーム

#### 緑の基本計画等に基づいた目標達成に必要なグリーンインフラの導入計画を策定

##### ■目標と具体的に必要なグリーンインフラのイメージ

目標（例）	目標の具体的な内容	目標達成に必要なグリーンインフラ
目標① 雨水流出の抑制	下水道施設への負荷軽減量	都市公園の整備 レインガーデンの整備
目標② 都市の生産性向上	事業実施区域内の店舗出店数・歩行者数	建築物の緑化 芝生広場の整備
目標③ 暑熱対策による都市環境改善	夏季における事業実施区域内の気温低減	公共公益施設の緑化 建築物のミスト付き緑化

#### グリーンインフラの導入計画に基づく官民連携の取り組みをハード・ソフト両面から支援

##### ■支援対象

- ◆ 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標であること
- ◆ ①～⑤のうち2つ以上の事業、又は複数の事業主体で取り組むグリーンインフラ導入を支援
- ☞ **グリーンインフラ活用型都市構築支援事業：民間事業者等へ補助（直接補助：1/2）**
- ☞ **都市公園・緑地等事業：地方公共団体へ補助（直接補助：1/2、間接補助：1/3）**

- ハード**

  - ① 公園緑地の整備
  - ② 公共公益施設の緑化
  - ③ 民間建築物の緑化（公開性があるものに限る）
  - ④ 市民農園の整備
  - ⑤ 既存緑地の保全利用施設の整備（防災・減災推進型※に限る）【R3拡充予定】
  - ⑥ 緑化施設の整備（①～⑤の整備を併せて整備することで目標達成に資するものに限る）



- ソフト**

  - ⑦ グリーンインフラに関する計画策定
  - ⑧ 整備効果の検証

※防災・減災推進型：防災指針、流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組（通常型と異なり計画内容を限定）

### ◆事業実施イメージ

#### 複数の地域課題（例）

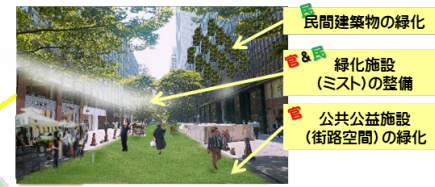
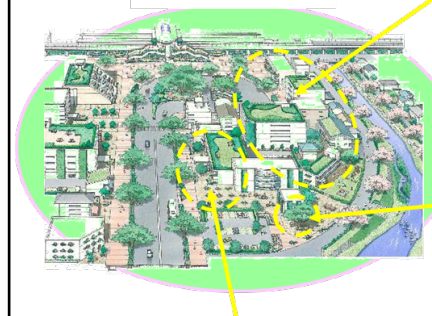
- 課題① 豪雨時に浸水する恐れがあり、総合的な治水対策が必要【浸水被害軽減】
- 課題② 賑わいある空間づくりが必要【生産性向上】
- 課題③ 夏でも滞在できる地域の空間づくりが必要【暑熱対策】

グリーンインフラを戦略的に都市づくりに取り入れ、自然環境が有する機能を社会資本整備や土地利用等にうまく生かすことで、より効果的・効率的に持続可能で魅力ある都市づくりを進めることができる

【拠点的な市街地における事業イメージ】

✓働きやすく、多様な人材を呼び込む空間を創出

対象エリアのイメージ



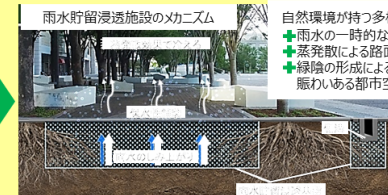
雨水を貯留しやすい土壌を使用したレインガーデンの整備



#### 雨水貯留浸透施設を備えた公園緑地の整備



局地的な大雨に強いまちづくりの一環として都市公園に雨水貯留浸透施設を整備



雨水を保水・浸透させると共に、植栽の成長を助け、晴天時は蒸発散効果で、ヒートアイランド対策にも寄与

自然環境が持つ多様な機能を発揮

- ◆ 雨水の一時的な流出抑制
- ◆ 蒸発散による路面温度上昇抑制
- ◆ 緑陰の形成による夏でも涼しく、賑わいある都市空間の形成



○ 自然環境の持つグリーンインフラとしての機能を活用した防災・減災対策を一層推進するため、防災指針や流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組を強化。

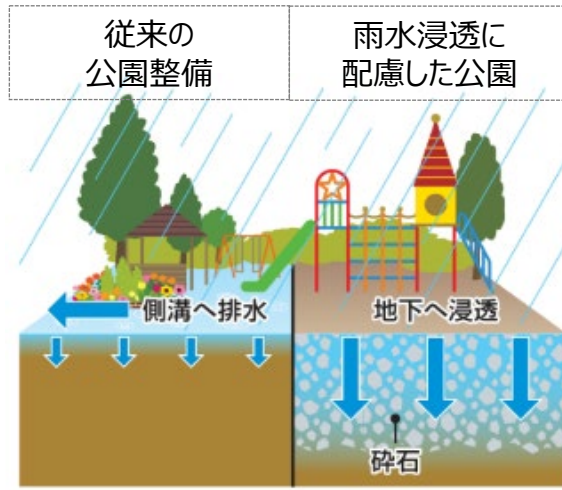
**拡充内容**

(都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業)

支援要件	<p align="center"><b>防災・減災推進型</b> (<u>下線部が新たな内容</u>)</p>
行政計画での位置づけ	<p>防災指針や流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組であること (通常型と異なり、計画内容を限定)</p>
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公園緑地の整備</li> <li>• 公共公益施設の緑化</li> <li>• 民間建築物の緑化</li> <li>• 市民農園の整備</li> <li>• 緑化施設の整備</li> <li>• <u>既存緑地の保全利用施設（雨水貯留機能を高める施設を含む）の整備</u> (補助対象追加)</li> <li>• 整備効果の検証</li> <li>• グリーンインフラに関する計画策定</li> </ul>

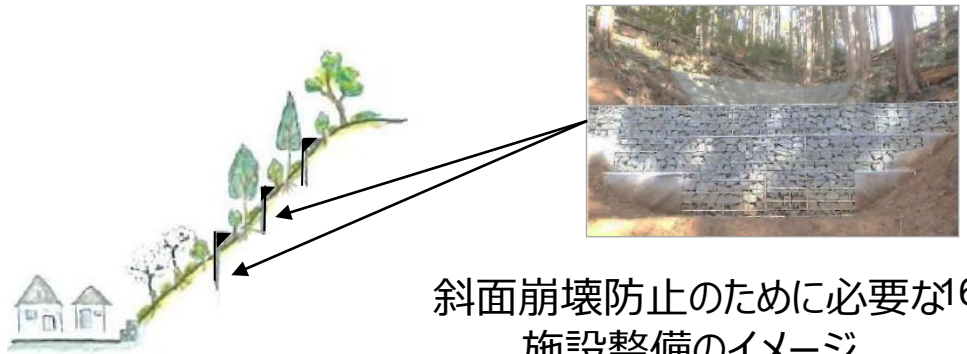
**■ 流域治水に対応したグリーンインフラの整備イメージ**

○ **都市公園**



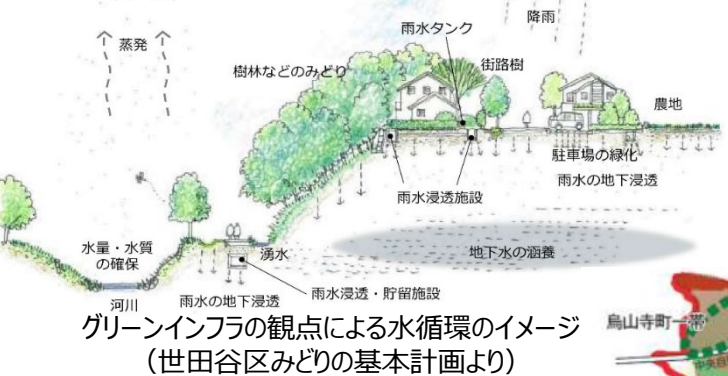
雨水浸透に配慮した公園整備のイメージ

○ **既存緑地の保全利用施設**



# グリーンインフラ施設を整備し、魅力あるまちづくりを推進(世田谷区)

- 世田谷区では、緑の基本計画(H30)に、自然面の保全、上流域自治体と連携した流域対策など、グリーンインフラの観点による水循環回復の取組を位置付け、複数の主体や手段の連携により、地域の豪雨対策に取り組んでいる。
- R2～R3年度には、安全で快適な都市環境の向上を図るため、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業を活用し、市街地に残る緑地の保全、公園への雨水流出抑制施設の導入、道路等公共施設の緑化などを実施している。



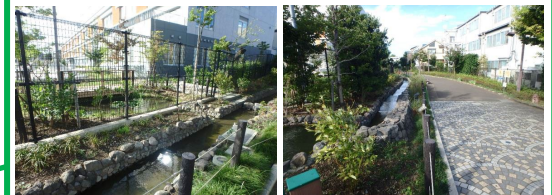
【上用賀公園】(H27)  
周辺に降った水を集めて地下に浸透させる窪地状の植栽地であるレインガーデンを整備。



【区立保健医療福祉総合プラザ】(R2)  
雨水の急激な流出を防ぐため、段丘上の建物の各階に保水性土壌や植栽などを配置するとともに、地上部にレインガーデンなどを整備。



【区画街路7号線】(R元)  
車道に降った雨を効率的に地中に浸透させるために排水性舗装と道路植栽帯を組合せて整備。二子玉川公園と一体となって雨水浸透機能を発揮している。



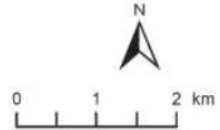
【烏山川緑道(品川橋付近)】(H28)  
児童の環境学習の場や市民が身近に水と触れ合える環境を創出するために、隣接する城山小学校内と一体的にせせらぎを整備。



【二子玉川公園】(H25)  
浸水想定区域に位置することから、プラスチック製地下貯留施設槽に加え、園路脇に緑溝や貯留機能のある植栽帯などを整備。



- 凡例
- ★ GI事業実施箇所(公園緑地整備)
  - ★ GI事業実施箇所(公共公益施設緑化、緑化施設整備)
  - ◀▶▶ 骨格的なみどりの軸(国分寺崖線・多摩川)
  - みどりの軸(緑道等)
  - みどりの軸(河川・開渠)
  - ↔ みどりの幹線軸(幹線道路の街路樹)
  - みどりの拠点(大中規模公園やまとまりのあるみどり等)
  - 街なかのみどり(宅地のみどりや小規模な公園)
  - 農地保全重点地区



## ③下水道関連

---

# 下水道関係の改正内容の概要

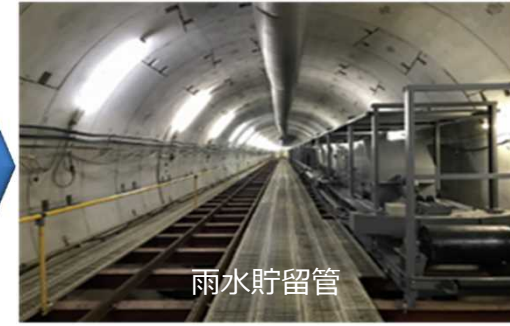
## 氾濫をできるだけ防ぐための対策【下水道法】

- ① 下水道で浸水被害を防ぐべき目標となる降雨(計画降雨)を、下水道管理者が定める事業計画に位置付け、施設整備の目標を明確化。  
⇒ 雨水貯留管等の下水道施設の整備を加速。



＜下水道整備による浸水対策の例＞

名古屋市では、既往最大降雨である東海豪雨と同じ1時間降雨量約100mmの降雨に対して床上浸水の概ね解消を目指し、1時間降雨量63mmを計画降雨として整備が進められている。



雨水貯留管

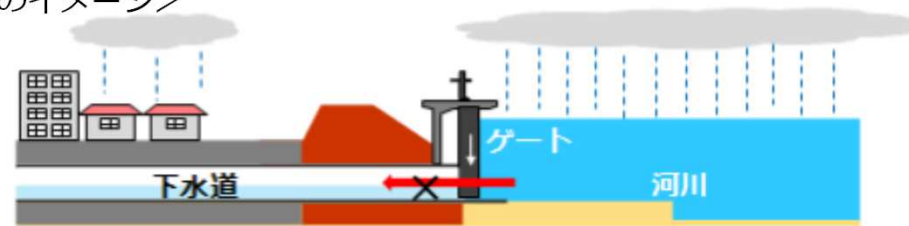
- ② 河川等から下水道への逆流を防止するために設けられる樋門等の開閉に係る操作ルールの策定を義務付け。  
加えて、操作の必要性の有無にかかわらず、河川等から下水道への逆流を防止するために設けられる樋門等の定期的な点検を義務付け。  
⇒ 河川等から市街地への逆流を確実に防止。

＜樋門の例＞



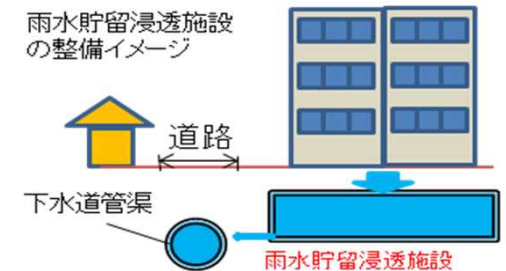
(出典) 東京都：東京都豪雨対策アクションプラン、2020

＜樋門による逆流防止のイメージ＞



- ③ 民間による雨水貯留浸透施設の整備計画の認定制度を創設。  
認定事業者に対して、国・地方公共団体からの補助、固定資産税の軽減、日本下水道事業団による支援等を措置。  
⇒ 都市機能が相当程度集積し、下水道整備のみでは浸水被害の防止を図ることが困難な区域において、民間による雨水貯留浸透施設の整備を推進。

雨水貯留浸透施設の整備イメージ



## 被害を軽減するための対策【水防法】

- ④ 想定最大規模降雨によるハザードマップ作成エリア(浸水想定区域)を、現行の地下街を有する地域以外の地域にも拡大。  
⇒ 下水道が雨水を排除できないことによる雨水出水についても、リスク情報空白域を解消。

# 流域治水関連法の施行を踏まえた下水道による浸水対策の展開

気候変動に伴う降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等を踏まえたハード対策の加速化とソフト対策の充実による総合的な対策を推進。

- 地区ごとの浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況等に応じてメリハリのある整備目標をきめ細やかに設定した上で、事前防災の考え方に基づく計画的な下水道整備を展開（下水道の整備目標として「計画降雨」を設定）。
- 複数外力による多層的な浸水リスクの評価結果を公表し、防災、都市計画、建築その他の関係部局等に対し積極的に情報の提供を行うなど水災害に強い防災まちづくりに必要な情報発信を強化するとともに、住民や地域の防災意識を高め、警戒避難体制を強化。
- 河川等から下水道への逆流を防止するための樋門等の操作ルールを策定し、河川等から市街地への逆流を確実に防止。

## ➤ 浸水シミュレーションによる浸水リスク評価の実施 (複数降雨による多層的な浸水リスクの評価)

<全体計画区域等を対象>

- 気候変動を踏まえた計画降雨 (例. 確率年1/5, 1/10)
- 既往最大降雨等の照査降雨

<既整備の排水施設を対象>

- 想定最大規模降雨 (例. 確率年1/1000)

公表するとともに、  
整備の優先順位  
等の検討に反映

## ➤ 雨水出水浸水想定区域の指定

概ね5年

## ➤ 内水ハザードマップの公表

避難場所等に関する情報を加えて公表

水災害に強い防災まちづくりに  
必要な情報発信の強化と、  
住民等の防災意識の向上

(計画降雨の位置づけが義務化)

## ➤ 樋門等の操作規則の策定

速やかに

河川等から下水道への逆流を防止するための  
樋門等の操作ルールを策定

河川等から市街地への逆流の確実な防止

気候変動の影響を考慮し早期に

## ➤ 下水道による浸水対策のマスタープラン (雨水管理総合計画)の策定・見直し

浸水リスク評価等に基づく、

- 地区ごとの計画降雨の設定
- 下水道整備の優先順位の設定
- 既往最大降雨等の照査降雨を目標とした、ハード・ソフトの総合的な対策計画の策定  
(民間貯留など多様な主体との連携も含む)

## ➤ 事業計画等の見直し

事業計画変更時

- 優先的に整備する区域・事業を、計画降雨とともに事業計画に位置づけ
- 浸水被害の発生を防ぐべき区域を公表
- 中長期を含めた整備方針を明記

事前防災の考え方に基づく計画的な下水道整備の展開

水防法改正  
7月15日施行

下水道法改正  
7月15日施行

下水道法改正  
公布後6ヶ月以内に施行

※一部、公布後6ヶ月以内に施行

# 計画降雨の事業計画への位置付け

全国各地で水災害が頻発しているため、各地域の水災害状況、将来の気候変動の影響による降雨量の増加を見据えて、下水道事業計画に雨水排除の指針となる計画降雨を定め、当該計画降雨に基づき浸水リスクの高い地域での整備を重点化するなど、「事前防災」の考え方に基づく計画的な下水道整備を加速する必要。



## 【改正概要】

- ・公共下水道・流域下水道の**事業計画の記載事項に、計画降雨**（浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨）**を追加**

## 公共下水道の事業計画の記載事項（下水道法第5条）

※流域下水道の事業計画の記載事項（下水道法第25条の12）も同様の改正を行う。

### 【1. 必須記載事項】

- ① 排水施設（これを補完する施設を含む。）の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び頻度
- ② 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- ③ 終末処理場以外の処理施設（これを補完する施設を含む。）を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- ④ 流域下水道と接続する場合には、その接続する位置
- ⑤ 予定処理区域（雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域）
- ⑥ 工事の着手及び完成の予定年月日

### 【2. 任意記載事項】

- ① **計画降雨**（浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨）

※水防法による「雨水出水浸水想定区域」に指定された場合は、必須記載事項となる

記載事項に  
追加

# 改正の趣旨

- 改正法による下水道法改正のうち、3ヶ月以内施行規定として、樋門等の操作を安全かつ確実に実施して浸水被害の発生を防止する観点から、公共下水道等の下水道管理者に対して、**河川等からの逆流を防止するために設けられた操作を伴う樋門等に係る操作規則の策定が義務付け**られたところ。
- 他方、操作規則に定めた操作基準や方法等に基づき操作を行う樋門等に加え、フラップゲートのように操作を伴わない樋門等であっても、適切な点検が行われないことによる腐食や破損等により開閉が適切に行われない事象が生じた場合には、増水した河川等から排水施設への逆流により浸水被害が発生するおそれがある。
- このような状況を踏まえ、今般、**河川等からの逆流を防止するために設けられた樋門等について、その操作の必要性の有無にかかわらず定期的な点検の対象とし**、点検の確実な実施により、河川等の増水時に腐食や破損等で樋門等を開閉出来ないという事態の発生を防止する必要がある。

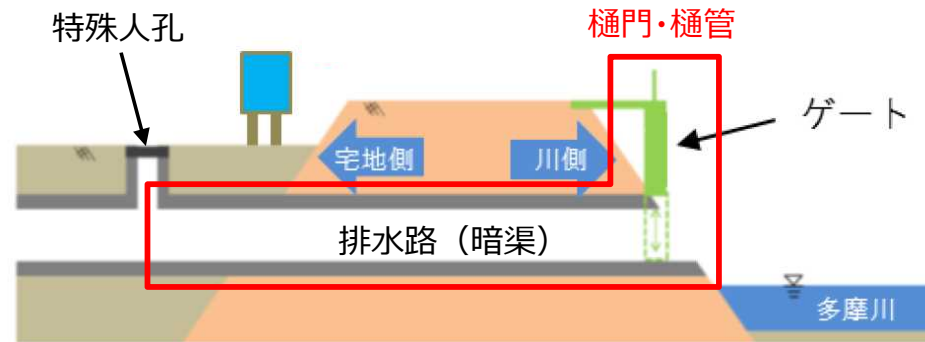


## 【改正概要】

- 公共下水道又は流域下水道にかかる維持又は修繕の技術上の基準として、**「樋門等の点検（作動状況の確認を含む）を、一年に一回以上の適切な頻度で実施すること」**を追加。（下水道法施行規則の改正）
- 都市下水路の維持管理の基準（参酌基準）として、**「樋門等の点検を1年に1回以上を行うこと」**を追加。（下水道法施行令の改正）



<樋門の写真>



<樋門・樋管イメージ>

## 【樋門・樋管の定義】

- 取水、排水等を目的として、堤防を横断する暗渠。
- 一般的には、堤内地への河川水などの逆流を防ぐゲートなどの設備を有している。
- 樋門と樋管の区別はあまり明瞭ではないが、通水断面が比較的大きいものを「樋門」、小さいものを「樋管」という。

気候変動の影響による降雨量の増加を見据え、整備等に限界のある浸水被害対策区域(※)において、地域関係者が一体となって雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進するため、民間事業者等による雨水浸透・貯留に係る自主的な取組を積極的に誘導・後押しする必要

(※)排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であって、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域

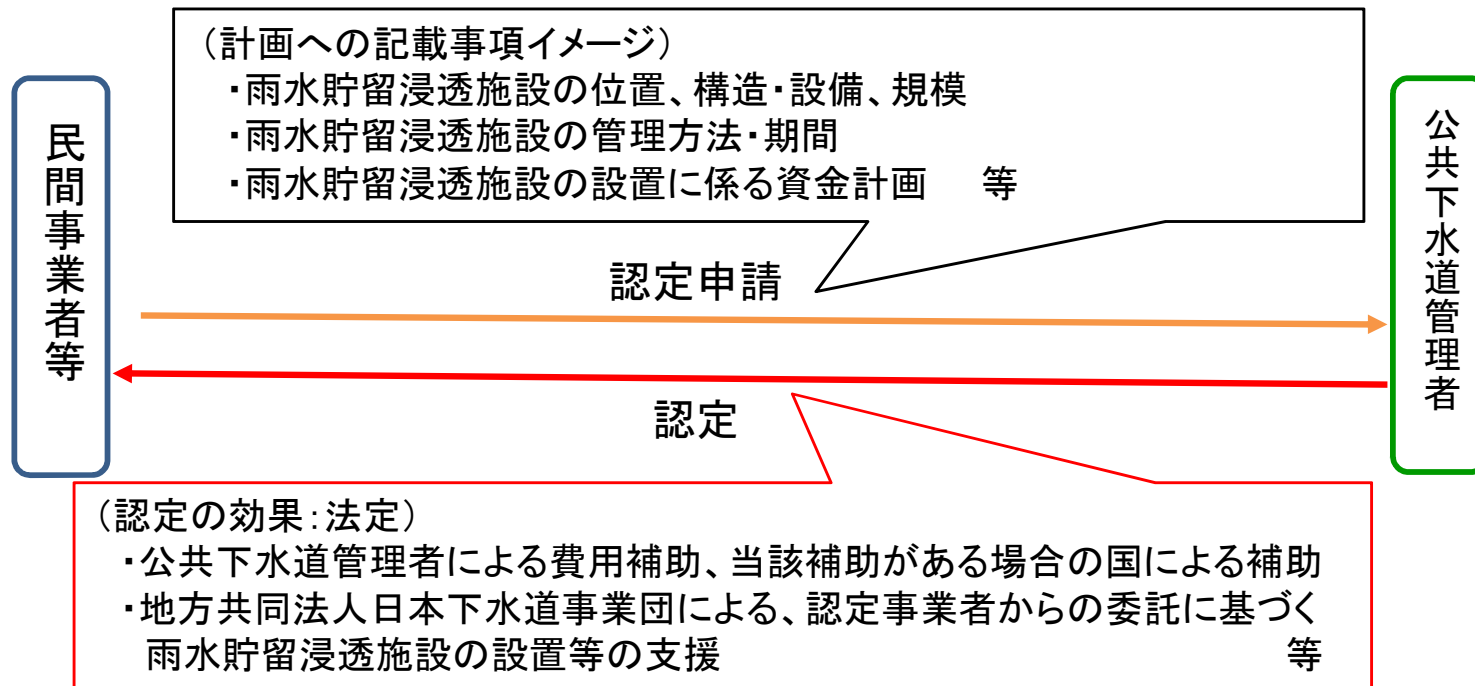


## 【改正概要】

### 浸水被害対策区域での民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設

浸水被害対策区域で民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を充たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設整備費用に係る法定補助等を措置。

## 【民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度の概要】



雨水貯留浸透施設の整備イメージ



# 民間による雨水貯留浸透施設整備に対する支援

○民間による雨水貯留浸透を推進するため、予算・税制など浸水被害対策区域制度を拡充。

## 民間の雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度

下水道法  
関係

■ : 新規制度  
■ : 制度拡充  
■ : 既存制度

- ・ 浸水被害対策区域において、民間事業者等が雨水貯留浸透施設を整備する場合、当該整備に係る計画を作成し、公共下水道管理者の認定を受けることができる。

## 官民連携浸水対策下水道事業（個別補助金）

予算

- ・ 認定計画に係る雨水貯留浸透施設の整備費用に対して、国が補助する。  
※補助率1/2

## 施設整備に係る特例措置（固定資産税の減免）

税制

- ・ 認定計画に係る雨水貯留浸透施設について、固定資産税を減税する特例措置を講ずる。  
※減税率2/3参酌、最大5/6

## 日本下水道事業団による委託に基づく建設等

その他

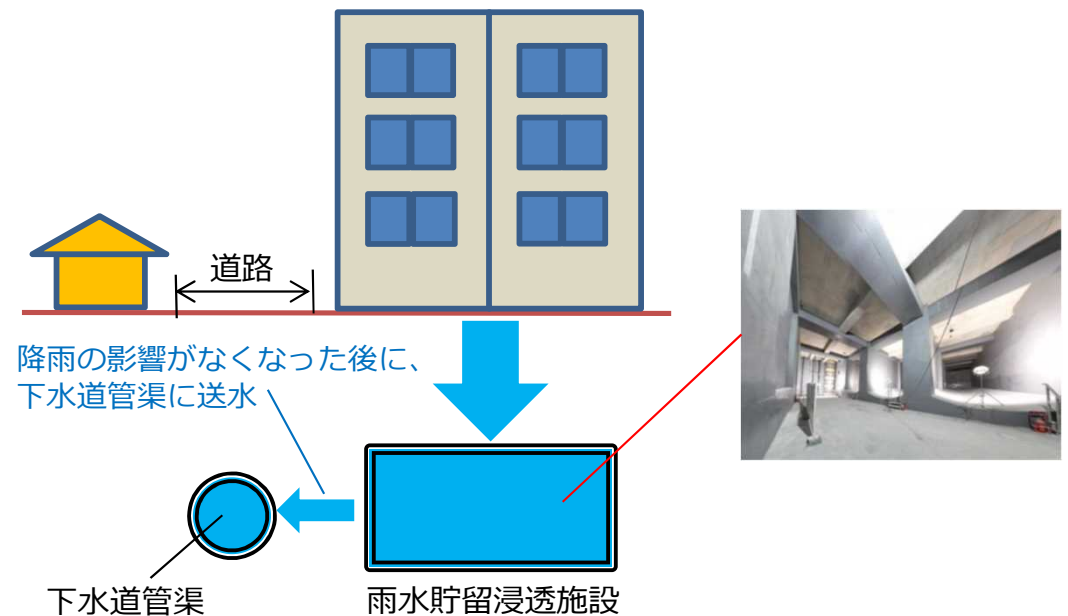
- ・ 認定計画に係る雨水貯留浸透施設の建設や設計等について、認定事業者の委託に基づき、日本下水道事業団が行うことができる。

## 管理協定の締結等

下水道法関係

- ・ 公共下水道管理者が管理協定を締結した民間の雨水貯留施設について、その管理を公共下水道管理者が行うことができる。

【雨水貯留浸透施設のイメージ】



# 内水浸水リスクマネジメント推進事業の創設

R4新規事項  
(交付金)

○内水浸水リスクマネジメント推進事業を創設し、内水浸水想定区域図の策定等を支援する。

## 背景

- 気候変動の影響により、大雨等が頻発し、内水氾濫による浸水被害が発生するリスクが増大。
- 水防法改正により、想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図等の作成が必要となるエリアが大幅に拡大。
- 内水リスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促進するとともに、さらなる雨水対策の加速化に向けて、支援が必要。

## 事業の概要

- 浸水シミュレーション等による内水浸水想定区域図等の策定や住民避難のための情報・基盤整備、雨水管理総合計画の策定等を支援。

